

## 続・動き始めた米国エネルギー・気候変動法案審議

国際動向・戦略分析グループ 研究員

杉野 綾子

ケリー、リーバーマン両上院議員が気候変動対策に関する法案「The American Power Act」(以下 KL 法案)を公表してから2ヶ月半が経過した。5月12日の法案発表時点では、6月中旬にも環境保護庁(EPA)等による同法案の経済負担に関する分析が完了し、上院での審議に取り掛かる予定であった。しかし、メキシコ湾石油流出事故を受けて、議会では事故原因究明のための公聴会に多大な時間を費やした。また、金融改革法案や失業者給付法案といった重要法案の審議も立て込んだため、KL法案の上院通過に向けた支持固めが漸く本格化したのは、7月上旬であった。

7月の上院の動きはめまぐるしかった。KL法案の主な内容は、電力と産業部門を対象に含める温室効果ガス(GHG)排出規制と取引制度であり、2009年6月に下院本会議で可決されたWaxman-Markey法案が電力・産業と運輸部門を対象にしたのに比べると、一步後退した内容であった。しかし、KL法案への製造業からの支持は得難く、7月13日にケリー、リーバーマン両議員は、電力部門限定の排出量取引制度(The American Power Act 修正案)を提案した。同時に上院エネルギー・天然資源委員会のBingaman委員長も、電力部門排出量取引制度の草案を発表した。この時点では、Waxman-Markey法案に対応する上院エネルギー・気候変動法案の柱として、①電力部門排出量取引制度、②再生可能電力基準、③エネルギー効率改善、④石油流出対策の4項目が有力視された。

しかし、7月22日に上院民主党のReid院内総務は、電力部門限定であっても、GHG排出規制法案の可決(上院で法案可決を確実にする60票の確保)は困難と判断した。さらに7月26日には、再生可能電力基準を含む法案は可決困難と判断し、最終的に上院では、①石油流出対策、②住宅のエネルギー効率改善、③天然ガス自動車・電気自動車普及支援、④土壌・水質保全の4項目を柱とする法案「The Clean Energy Jobs and Oil Company Accountability Act」(以下 Clean Energy Bill、クリーンエネルギー法案)が提出された(7月27日)。従って、今後、当面は議会でのエネルギー政策検討は、気候変動対策を含まないクリーンエネルギー法案を軸に進んでいくことになる。

米国議会は8月7日から1ヶ月間、夏期休会に入る。9月10日の再開後も、中間選挙(11月2日実施予定)までは法案審議が実質的に止まるのが通例であり、中間選挙後は年末までが会期となる。このような時間制約の中、オバマ政権とケリーら一部民主党議員は尚もGHG排出規制や再生可能電力基準の可決の可能性に含みを持たせている。

本稿では、Clean Energy Bill の提出に至る経緯、法案内容と主要な論点、今後の注目点について整理した。

**【 目次 】**

<b>1. クリーンエネルギー法案提出に至る法案審議の経緯</b>	<b>3</b>
(1) 中間選挙に向けた政治情勢と政権内の政策優先順位	4
(2) 選挙前に排出量取引の踏み絵は回避	5
<b>2. クリーンエネルギー法案の内容と今後の審議</b>	<b>7</b>
(1) メキシコ湾石油流出事故と法案提出までの経緯	7
(2) 石油流出対策に関する主な争点	8
(3) エネルギー関連項目の意義	8
(4) 今後の注目点	9
参考：上院クリーンエネルギー法案と関連法案の主な内容	10
<b>3. 今後の議会審議の展開と気候変動対策</b>	<b>15</b>
<b>参考：KL 法案と、電力部門排出量取引法案の比較</b>	<b>17</b>

## 1. クリーンエネルギー法案提出に至る法案審議の経緯

5 月 12 日に提出された The American Power Act (KL 法案) の主な内容は、

- ① 電力および産業部門に対する温室効果ガス排出規制・取引制度の導入
- ② 運輸部門の石油消費に対する、排出クレジット（実質的な課徴金）の賦課
- ③ EPA による温室効果ガス排出への規制権限の制限
- ④ 原子力発電所の新設支援
- ⑤ 炭素回収・隔離（CCS）技術普及支援と、石炭火力発電所の排出基準であった<sup>1</sup>。

2009 年に上院環境・公共事業委員会と下院本会議が可決した、経済全部門を対象とする GHG 排出規制法案では、上院での 60 票の獲得が困難なため、ケリー（民主党）、リーバーマン（無所属）とグラハム（共和党）議員が産業界や多くの上院議員と調整の末に発表した法案である。

提出時点では下図のとおり、6 月に審議開始の予定であったが、審議は大幅に遅れた。遅れの直接の要因は、4 月 20 日のメキシコ湾石油流出事故に関する事故原因究明のための公聴会が 5 月 12 日を皮切りに度々実施されたことと、金融改革法案の両院協議会案に対する共和党議員の支持獲得に難航したことにある。

	当初の工程表	実際の流れ
2010. 4/28	EPA に経済影響評価、EIA にエネルギー市場への影響評価、CBO に財政面の影響評価を依頼: 所要約 6 週間	
<b>5/12</b>	<b>法案発表</b>	
~6月上旬	金融改革法案審議	*5/12~メキシコ湾石油流出事故の公聴会
5/31-6/4	戦没者記念休暇	*6/23 金融改革法案が両院協議会で妥結
	<b>American Power Act の上院審議開始</b>	(6/30 下院本会議承認、7/14 上院本会議承認)
7/5-7/9	独立記念日休暇	*失業者給付法案、アフガニスタン戦費など審議
	<b>American Power Act の審議</b>	<b>7/30~ 上院でエネルギー法案審議</b>
8/9-9/10	夏期休暇	
11/2	中間選挙	

金融改革法案の妥結後の 7 月に入って、漸くエネルギー・気候変動法案の上院可決に向けた調整が本格化したが、気候変動対策が段階的に棚上げされたことは、冒頭に述べたとおりである。このように大幅な後退を迫られた背景には、議事日程以外にも、次のような政治情勢があった。

<sup>1</sup> The American Power Act の内容と、提出に至る背景については、杉野綾子『動き始めた米国エネルギー・気候変動法案審議』(2010 年 5 月 26 日、日本エネルギー経済研究所ホームページ掲載)を参照

(1) 中間選挙に向けた政治情勢と政権内の政策優先順位

2010 年 11 月 2 日に予定される中間選挙では、上院 34 議席、下院全議席(435)と 30 州の知事が改選される。大統領の任期 1 期目の中間選挙は、就任時の高い期待が剥落するため、与党の議席減が通例とされるが、今年の民主党は特に厳しい選挙戦を強いられており、2010 年 7 月 28 日時点で、選挙後の議席配分予想は下表のようになっている。

	定数	民主党	共和党	備考	
上院	100	59	41	空席 1 (Byrd 議員 : West Virginia 死去)	民主党は過半数を維持するが、60 票を大幅に下回り、共和党との一層の協力が必要になる見込
	うち改選 34	▼	▼		
		52	47		
下院	435	255	178	接戦区 : 32	約 32 の接戦州の帰趨によるが、民主党は 40 議席減から、最悪の場合は半数割れの可能性
	全議席 改選	▼	▼		
		202	201		
知事	50 州	26	24	無所属 : 1	
	うち改選 30 州	▼	▼		
		18	31		

(出所) Real Clear Politics

このように民主党の大敗が予想される最大の要因は景気・雇用回復の遅れだが、各種世論調査からは、現在の選挙情勢として次の点が指摘できる<sup>2</sup>。

①オバマ大統領の支持率低迷

- ・ 大統領支持率は就任直後当初の 69%から、現在は 48%まで低下。
- ・ 大統領に期待する重要課題は、最優先が景気・雇用(32%)、次いで石油流出事故対策(14%)、財政赤字削減(12%)、他に 20%が上記全てと回答。
- ・ 分野別では、オバマ政権の景気・雇用政策には 46%が不満足(満足 34%)。石油流出事故対策は約 6 割が不満足と回答したが、エネルギー政策は満足 39%、不満足 32%。但し、「新規エネルギー源開発の青写真を描いているか?」、に対しては No が Yes を 4 ポイント上回った。
- ・ 「エネルギーと環境のどちらを重視するか?」に対しては、民主党支持層は「エネルギー重視」と「環境重視」が各 40%を占めたのに対し、共和党支持層と無党派層では、「エネルギー重視」が 53%を占めた。
- ・ 「再生可能エネルギー開発と輸入石油依存軽減のため、ガソリン税の 50 ¢/ガロン引上げを容認できるか?」に対しては、民主党支持層の 56%、無党派層と共和党支持層の 76%が、容認できないと回答。
- ・ これらの数字から、有権者の多くが『クリーンエネルギー経済への転換』というオバマ政権のエネルギー政策を総論では支持しつつも、GHG 排出量取引を含む個別政策が適切な手段なのか確信が持てず、またコスト負担への許容度も低下していると考えられる。

<sup>2</sup> ロイター(7 月 22-25 日)、FOX(7 月 1 日)、Wall Street Journal、New York Times、AP 通信(各 6 月)

## ②大統領支持率よりも低い議会支持率

- ・ 議会支持率 (Job approval) は、今会期の開始当初の 40%から、6 月には 24%まで低下。政党別では、民主党支持率が 49%から 35%と大幅低下したのに対し、共和党支持率は 26%から 30%と回復した。
- ・ 11 月の中間選挙で、共和党の過半数獲得を期待する有権者は 45%(民主党は 43%)であり、主な理由は歳出削減と減税への期待であった(民主党への期待は中間層支援が主)。
- ・ また、中間選挙で現職議員の再選ではなく新人議員を期待する有権者は 57%に上った。
- ・ この背景には、過去 2 年間党派対立により重要法案審議が滞り勝ちだったこと、この 10 年間、民主党主導でも共和党主導でも財政赤字は拡大の一途を辿ったことが、大きく影響していると考えられる。

このように民主党に圧倒的に不利な選挙情勢から、オバマ政権は民主党の議席確保を意識して、次第に景気刺激/雇用対策や金融改革、政治資金改革（大企業の強欲とワシントンの利権構造の打破）重視の姿勢を強めてきた。結果として、オバマ大統領のエネルギー・気候変動対策への関心低下が窺われ<sup>3</sup>、気候変動法案の調整難航に、一定程度の影響を及ぼしたと考えられる<sup>4</sup>。

## (2) 選挙前に排出量取引の踏み絵は回避

中間選挙に向けて、景気・雇用と財政赤字が最重要争点であり、世論調査で見える限り気候変動問題への関心が高くないことは前述のとおりだが、このことが一層明確に現れているのが、民主党議員の苦戦状況である。

目下、気候変動法案審議の鍵を握っている上院の場合、民主党の Reid 院内総務<sup>5</sup>、Boxer 環境・公共事業委員長<sup>6</sup>、Lincoln 農業委員長<sup>7</sup>が改選年に当たり、再選を目指して出馬して

<sup>3</sup> KL 法案の調整が大詰め段階にあった 2010 年 4 月、移民法案審議の優先が伝えられ、グラハム議員の離脱を招いたことが好例である。

<sup>4</sup> 実際に民主党上院議員の間からは、「オバマ大統領は気候変動法案の立案と利害調整を議会に丸投げしており、大統領が説得に乗り出せば進展するものも、関与不足により上手くいかない」との批判が挙げられた。

<sup>5</sup> ネバダ州選出の Reid 議員は、本来であれば、上院民主党のリーダーとして景気対策法や医療保険法案改革、金融改革法案を可決させた実績と、州民が反対していた Yucca Mountain 核廃棄物最終処分場計画を葬ったことをアピールすれば集票可能であった。しかし、共和党の対立候補(排出量取引に反対)は、現在の景気低迷の責任を指摘して厳しい現職批判を展開し、Reid 議員は接戦に追い込まれている。

<sup>6</sup> カリフォルニア選出の Boxer 議員は環境・気候変動対策に熱心であり、同じく気候変動対策で全米をリードするカリフォルニア州では、環境問題での実績をアピールすれば集票が可能と思われた。しかし同州では、2006 年に州議会でも可決され知事の署名を得て 2012 年に施行予定の州気候変動法に対して、州内の失業率が 5.5%を下回るまで凍結を求める運動が起きるなど、「雇用か環境か」が問われる状況になっている。さらに深刻な財政赤字も重なって現職議員への反発も強く、共和党のフィオリーナ候補(排出量取引制度には反対)との接戦となっている。

<sup>7</sup> アーカンソー州の Lincoln 議員は、下馬評では既に落選が確実視されている。共和党の対立候補は排出量取引に反対しており、排出量取引賛成では当選の見込みがないことから、Lincoln 議員はオバマ政権と民主党指導部の推す政策(排出量取引、EPA による GHG 排出規制など)に反対している。

おり、かつ排出量取引の是非が争点の1つとなって、共和党との接戦を強いられている。

一方下院でも、特に中西部や南部の、元々は共和党の地盤であった保守的な選挙区で、2006年・2008年の反ブッシュ、オバマブームに乗って当選した議員らが激戦を強いられている。こうした選挙区の特徴としては、

- ①中西部や南部の、石炭もしくは石油・ガス産出地域に位置する 경우가多く、
- ②従ってエネルギー産業やエネルギー多消費製造業が地域の重要産業であり、
- ③気候変動対策には消極的。
- ④また、財政均衡を重視し小さな政府を好む傾向があり、
- ⑤再生可能エネルギー等に巨額の補助金を与える民主党のエネルギー政策に対し批判的、
- ⑥排出枠オークションを政府が管理する等、大きな政府につながる懸念からも、批判的である。

下院民主党にはこうした保守的選挙区の議員が約40名いるが、民主党が40議席を失った場合には下院で過半数割れに陥る可能性もある。

上記のような選挙情勢から、11月の中間選挙の間際に議会で排出量取引法案の是非を問う採決を行なうことは、個々の議員にとっても民主党にとっても好ましくはない。議会会期の制約がある一方で、上院で気候変動法案の正式な審議が進まなかったこと、また、結果としてクリーンエネルギー法案に気候変動対策が盛り込まれなかったこと背景には、この点も影響したと思われる。

## 2. クリーンエネルギー法案の内容と今後の審議

### (1) メキシコ湾石油流出事故と法案提出までの経緯

2010年4月20日にメキシコ湾ルイジアナ沖のMississippi252 鉱区で発生したリグ火災と石油流出事故は、石油流出規模や油濁被害の広がり、政治的反響の大きさ等の面で、未曾有の大惨事に発展した。石油流出を止めるための様々な手段が試みられたが、発生から100日が経過した7月28日になって漸く、流出を永続的に食い止められる目途が立ったとの見解が発表されたところである。

この事故による被害は、7月12日時点で海岸約890kmに亘る油濁、21km<sup>2</sup>に渡る海域での禁漁と、近隣の中小企業経営へのダメージ等で、BPによれば7月28日までに補償額は200億ドルを突破した。被害がこれほど拡大した背景には、深海独特の操作困難性も大きく影響したが、各種報道等から、安全基準・手順の順守に関わる人為的ミスが大きいことが窺われる。

5月27日に大統領は会見を行い、事故への対応策として、議会への法案送付<sup>8</sup>を含む複数の措置をとったことを発表した。その主な内容は、

- ①2010-11年に予定された沖合石油開発鉱区の入札の凍結<sup>9</sup>
  - ②新規の深海（水深500ft以上）における掘削活動への許可を6ヶ月間凍結<sup>10</sup>
  - ③沖合油田開発に関する操業安全基準の強化（5月27日に内務省が提言）<sup>11</sup>
- である。

大統領案を踏まえ、議会では5月以降、油濁事故に対する企業の責任や、今後の石油開発政策、操業安全の確保などが提案・検討されてきた。上院に提出された複数の法案を一本化したのが、7月27日に提出された「The Clean Energy Jobs and Oil Company Accountability Act」（クリーンエネルギー法案）であり、7月30日に審議開始の予定である。また、下院で提出された法案は「Consolidated Land, Energy, and Aquatic Resources

<sup>8</sup> 沖合掘削の許認可プロセスが適切か否かの検証などを働きかけた。

<sup>9</sup> 内務省が策定した連邦領での鉱区リースの5カ年計画である「2007-2012リース計画」に基づき、アラスカ沖、メキシコ湾及びバージニア沖の鉱区を対象に行なわれる予定であった。「2007-2012リース計画」は2009年4月に、連邦控訴裁判所から、環境影響評価が不十分かつ大規模な石油流出事故への政府の備えも不十分なため、見直すべき、との判決を受けた。これに対しオバマ政権は、①リース計画の凍結が、既実施入札で鉱区を獲得し巨額の投資を行なった企業の操業を脅かす、②政府が、企業からのサインボーナス返金や補償を請求される恐れがある、③今後予定される入札に伴うサインボーナス、ロイヤリティ収入が財政赤字縮減に不可欠、等と訴えて判決の修正を獲得した経緯がある。

<sup>10</sup> 掘削モロトリアムに対しては、開発企業がこの措置を「水深500ft」と「6ヶ月」という根拠が乏しい反面で経済損失が甚大、として提訴し、6月22日には連邦巡回裁判所が、7月8日には連邦控訴裁判所が、モロトリアム措置は不当との判決を下した。これを受けて内務長官が、7月12日に改めて11月30日までの掘削禁止措置を発表した経緯は、報道されている通りである。

<sup>11</sup> 操業安全基準に関する内務省提言は、①暴噴防止装置(BOP)、②新たな安全装置基準と操業基準、③坑井圧力制御と流体循環、④坑井の設計とセメンチング、⑤既存の安全基準・手順の遵守、の5項目に亘るもの。これに基づき、6月8日と18日に、内務省のMMS改めBureau of Ocean Energy Management, Regulation, and Enforcement(BOEMRE)が、沖合開発のオペレーターに対する通達(Notice to Lessees and Operators)を発表した。

(CLEAR) Act]として纏められ、7月30日に採決予定である。P.10に両法案の内容を比較対照したので参照されたい。

## (2) 石油流出対策に関する主な争点

クリーンエネルギー法案は、

- ① 石油流出事故に対する開発企業の損害賠償責任の拡大
  - ② 賠償責任の発生に備え、支払い能力をオペレーターの資格要件とする
  - ③ 沖合資源開発に関する安全・環境基準の強化
  - ④ 沖合資源開発の許認可手続き迅速化の政策を転換
  - ⑤ 油濁補償のための石油流出責任信託基金を増額（積立金として石油製品課税を強化）
- といった内容である（詳細はP.10を参照）。

これに対し石油産業からは、

- a) 国内石油・ガス開発の停滞、石油輸入増を招くためエネルギー安全保障を損ねる、
  - b) 国内開発の停滞により、雇用にも悪影響（特に小規模企業への影響が大きい）、
  - c) 政府財政にとっても、巨額の石油関連収入が失われ悪影響、
- との批判が挙がっており、共和党議員は、石油産業の負担に配慮した代替案の提出を検討している模様である。

また、今回の沖合開発に伴う事故とは無関係な陸上のシェールガス開発について、水圧破砕法によるガス回収の際に使う化学品の情報公開と安全性の証明を義務付ける条項が盛り込まれた。これに対し、ガス業界と産ガス州議員から、同様の批判が挙げられている。

## (3) エネルギー関連項目の意義

一方、冒頭でも触れたとおり、上院で提出されたクリーンエネルギー法案には、プラグイン電気自動車及び天然ガス自動車の普及支援と、住宅省エネリベート制度が盛り込まれている。どちらも、石油消費抑制やエネルギー利用の効率化という、オバマ政権の公約の一部だが、特にこの2項目が盛り込まれた背景には、次のような意図があると考えられる。

- ① 石油流出対策は、オバマ政権の対応が後手に回っているとして、既に有権者の批判が高まっていることは既述のとおりである。従って、民主党としては中間選挙前の法案成立が必須の課題である。
- ② プラグイン電気自動車普及のための研究開発、補助金や、公用車としての導入は、既に2005年エネルギー政策法に基づき実施されている。天然ガス自動車の生産・購入及びインフラ支援も、同様に2005年エネルギー政策法で導入済みの取組みである。既存の取組みの延長である以上、この項目が争点となって、喫緊の課題である石油流出対策法案審議の足を引っ張る可能性は低いと考えられる。

また、国内自動車産業の研究開発・投資・生産拡大に寄与するこの取組みは、雇用面での効果も期待される。

- ③ 住宅省エネレポートは、オバマ大統領は 2010 年 3 月に提唱した政策であり、既にも上院、下院ともに可決済みであった。従ってこれも、石油流出対策法案審議の足を引っ張る心配のない項目である。

また、住宅(家庭部門=小口)のエネルギー効率改善は従来実施が難しかったため<sup>12</sup>、大きな省エネ余地が期待されている。さらに、建築業での雇用創出効果も期待される。

#### (4) 今後の注目点

7 月 30 日時点の報道によれば、クリーンエネルギー法案は現地時間の 7 月 30 日に審議開始の予定である。また、下院で提案されている CLEAR Act も同じく 7 月 30 日に採決の予定で、夏期休会入りする 8 月 7 日以前の成立が目指されている。

既に見たとおり、今後の米国内での石油・ガス開発事業の経済性に多大な影響を及ぼす内容の同法案を巡って、石油産業や産油州議員との利害調整は厳しいものとなろう。

一方で、メキシコ湾石油流出事故は「国家非常事態」であり、対策法案を成立させられるか否かは単にエネルギー政策の問題ではなく、オバマ政権の危機管理能力が問われることにもなる。石油産業や産油州議員にとっても、石油産業を取り巻く目が厳しいなか、徒に法案に反対し審議を膠着させることは得策とならないため、双方が妥協点を見出す可能性が期待されている。

同法案審議の行方は、中間選挙後のオバマ政権の指導力や議席バランスを左右する要素としても、注目される。

---

<sup>12</sup> 発電部門と産業部門のエネルギー消費抑制については、GHG 排出取引法案または EPA による排出規制が提案されている。運輸部門では、既存の自動車燃費基準と代替燃料車普及策などが行なわれている。しかし家庭部門については現在のところ、照明・家電製品のエネルギー効率基準がほぼ唯一の政策である。

参考：上院クリーンエネルギー法案と関連法案の主な内容

上院 “Clean Energy Jobs and Oil Company Accountability Act”	上院共和党議員が推す対案 ”Outer Continental Shelf Reform Act”	対応する下院の法案
Division A Oil Spill Response and Accountability		
<p>§ 1 “Big Oil Bailout Prevention Unlimited Liability Act”</p> <p>①Oil Pollution Act を修正し、沖合生産施設における<u>石油流出に対する、施設の所有者及び操業者の損害賠償責任額の上限(現 7500 万ドル)を撤廃</u>。賠償責任の範囲は、天然資源の破壊、資産の損壊、天然資源利用の阻害、政府機関・事業上及び個人の逸失利益と公共サービス費用を含む。本法施行以前の事故に対しても遡及して適用する。</p> <p>②石油流出事故の場合の賠償請求手続きの迅速化。</p> <p>③水質汚染管理法(※通称 Clean Water Act)を修正して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損害賠償の進捗状況に関する議会への報告。</li> <li>・ 石油流出責任信託基金からの引出限度額を、非常事態にあたる大規模事故の場合は 1 億ドル引き上げること認める。</li> </ul>	<p>※共和党議員は、損害賠償責任の限度額について、①引上げを断固拒否、②限度額の決定を大統領の都度の判断に委ねる、などを提案。</p> <p>中道の立場にいる民主党の産油州議員が、両党に妥協を働きかけている。</p>	<p>“Consolidated Land, Energy, and Aquatic Resources (CLEAR) Act”</p> <p>§ 7 “Oil Spill Accountability and Environmental Protection Act”</p> <p>①本法施行から3年以内に、大統領は石油流出事故が起きた場合の所有者/操業者の賠償責任限度額について見直し。</p> <p>②沖合石油生産に対し、賠償責任の負担能力を示すものとして、3000 万ドル(州領)又は 1 億 500 万ドル(連邦領)以上の証拠金を義務付ける</p> <p>③排他的経済水域内での操業のアメリカ化: EEZ 内での石油探鉱・開発・生産に従事する船舶は米国民が所有すること。</p> <p>④浮体式掘削設備の安全基準と操業手続き、等。</p>
<p>§ 2 “Federal Research and Technologies for Oil Spill Prevention and Response Act”</p> <p>①EPA、内務省、NOAA(国立海洋大気圏局)と沿岸警備隊による省庁間委員会を設置し、外部専門家も交えて、油濁対策技術に関する研究・開発と実証を行なう:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沖合石油生産施設での事故の場合の石油流出防止、流出時の油膜拡散パターンの予測、海中・海底及び沿岸の汚染に伴う影響の分析、</li> <li>・ 深海など特殊な環境下での石油流出対策に関する</li> </ul>	<p>①政府に安全・環境に関する研究開発プログラムを設置。</p> <p>②現行の<u>掘削許可審査の期限</u>は、慎重な環境影響評価を行なうには短すぎるため<u>廃止</u>。</p> <p>③小規模・軽微なものも含めて、全ての事故に関する情報・データの報告を義務化し、全てのオペレーターで共有する。</p> <p>④安全点検の質・量両面の強化(掘削活動の査察を行なうに足る技術的知識を有する人材を政府が</p>	<p>※ ブッシュ政権下で、国内石油・ガス開発活性化のため、許認可プロセスの簡素化・迅速化が図られた経緯あり</p>

	実証と人材訓練など。	雇えるよう、 <u>企業に財源の拠出を義務付ける</u> 。	
§ 3	<p><b>“Outer Continental Shelf Reform Act”</b></p> <p>①大陸棚外延部(OCS)のエネルギー資源は米国にとって非常に重要であること、その開発は環境との調和を保って行なわれるべきことを確認。</p> <p>②OCS エネルギー開発を管轄する官庁の再編: 鉱区リースの付与、環境・安全の確保と、リース収入の徴収を、それぞれ独立した組織に担当させる。新たに OCS 環境・安全諮問委員会を設置し科学的・技術的見地からの助言に当たらせる。</p> <p>③Outer Continental Shelf Land Act を修正し、沖合エネルギー開発の許可にあたっての<u>安全確保と事故防止に関する要件を強化</u>。</p> <p>④メキシコ湾の新規掘削許可の凍結(モラトリアム)が地域の雇用と中小企業経営に与える影響に関して調査を実施: エネルギー省は同措置による影響について月次で報告を行なう。</p> <p>⑤内務省は OCS の石油・ガス鉱区リース権を有する企業に対し、操業に伴い石油流出が起きた場合の<u>損害賠償責任を果たすに十分な資金力を備えることを義務づける</u>。 ※財務条件悪化。特に小企業は、事業継続困難に陥る可能性(石油業界、産油州議員が指摘)</p>	<p>①OCS におけるエネルギー開発その他経済活動と、公衆衛生・安全・海洋及び沿岸環境の保全とを両立するため、OCS 管理に関する内務省の権能を明確化。</p> <p>②鉱物資源管理局(MMS)を廃止し独立の政府機関を設置: ロイヤリティ等収入の管理と、リース付与、環境保全・安全面の監督機関を分離。</p> <p>③OCS での資源開発活動に起因する損害の刑事・民事的<u>罰則の強化</u>。<u>オペレーターには、損害賠償の支払能力を要件として課す</u>。</p> <p>④オペレーターとして鉱区入札に参加する企業は、a)操業中の事業において<u>環境・安全基準を順守</u>し、適正評価(環境影響に関する?)を行なっていること、b)過去に起こした損害に対し<u>法的責任を全う</u>していること、を資格要件とする。</p> <p>⑤全てのオペレーターに、最良技術の採用、リスク評価、坑井が制御不能になった場合の対応策などを義務化。暴壊防止装置を含む<u>機器の代替確保</u>と、深海油ガス田掘削には更に<u>追加的</u>要件を課す。沖合開発に従事する<u>作業員に一定の訓練・経験要件</u>を課す。安全性を最優先し、<u>最良技術に関する費用対効果分析は廃止</u>。</p>	<p><b>CLEAR Act( § 1 Creation of New Department of the Interior Agencies)</b></p> <p>①鉱物資源管理局(MMS)を廃止し、新たに</p> <p>a) Bureau of Energy and Resource Management : 連邦領における化石・鉱物及び再生可能エネルギー開発のための用地リースを担当</p> <p>b) Bureau of Safety &amp; Environmental Enforcement : 連邦領における化石・鉱物及び再生可能エネルギー開発に関する環境・安全面を監督</p> <p>c) Office of Natural Resources Revenue : 連邦領での化石・鉱物及び再生可能エネルギー開発から得られるロイヤリティその他収入を管理を設置する。また、</p> <p>d) OCS 環境・安全諮問委員会を設置し科学的・技術的見地からの助言に当たらせる</p> <p><b>CLEAR Act( § 2 Federal Oil &amp; Gas Development)</b></p> <p>②OCS Land Act を修正し、沖合油ガス田掘削の際の暴壊防止装置、坑井設計、セメンチング等に関する<u>基準を強化</u>。</p> <p>③OCS で鉱区リースを受ける企業に対し、石油流出事故発生の場合の<u>賠償責任を果たすに十分な資金力を備えることを義務づける</u>、等。</p>
§ 4	<p><b>“Environmental Crimes Enforcement Act”</b></p> <p>①合衆国判決委員会に対し、Clean Water Act 違反行為の罰金額上限を引上げるべき、という議会見解を量刑指針に反映させるよう命じる。</p>		
§ 5	<p><b>“Fairness in Admiralty and Maritime Law Act”</b></p>		

	①貨物及び乗員・乗客に対する船主の損害賠償責任に 限度額を設けている Limitation of Liability of Shipowners Act を修正し限度額を撤廃。 他にも損害賠償責任の限度を上げる複数の法修正。		
§ 6	<p><b>“Securing Health for Ocean Resources and Environmental (SHORE) Act</b></p> <p>①NOAA の石油流出に関する対応・抑止・防止の能力強化(毎年 500 万ドルの予算を確保)。沿海州における石油流出対策の強化を支援。</p> <p>②ポフォート海とチャクチ海(アラスカ)における海洋事故のリスク軽減と、沿岸警備隊の対応能力強化。国土安全保障省と内務省、EPA の、流出石油の拡散防止と除去のスキルを強化。</p> <p>③船籍を問わず<u>タンカーの安全点検の頻度と内容を強化</u>。石油・ガス探鉱開発に使う船舶は、安全対策(装備等)に関し沿岸警備隊の査察と認証を義務化。</p> <p>④Oil Pollution Act を修正し、タンカーを含む船舶からの<u>石油流出事故の場合の賠償責任限度額を上げる</u>。 ほか、石油流出事故の際の対策本部の設置と権限等。</p>	 <p>※沖合石油・ガス開発に用いる浮体式の設備だけでなく、すべての船舶に影響が及ぶ可能性</p>	
§ 7	大事故発生時の連邦省庁連携による対応策の策定		CLEAR Act ( § 6 Coordination and Planning)
§ 8	Deepwater Horizon 石油流出事故の原因究明		
§ 9	<p><b>“Coral Reef Conservation Amendments</b></p> <p>①サンゴ礁保護に関する州・地方自治体の活動を支援。</p>		
<b>Division B Reducing Oil Consumption and Improving Energy Security</b>			
§ 20	<p><b>“Natural Gas Vehicle and Infrastructure Development”</b></p> <p>①エネルギー省管轄の天然ガス自動車インフラ開発プロ</p>		

	<p>グラムの下に、リベート及び助成金制度を設ける:</p> <p>②天然ガス自動車購入へのリベート(重量別に 10000～64000 ドル/台、必要予算 38 億ドルを確保)。</p> <p>③2011-15 年の期間中、天然ガス充填施設の設置に対して 50000 ドル/箇所助成金。</p> <p>④天然ガス自動車生産のために行う工場の建設・拡張・改築に対し費用の 80%を上限とする融資。</p>		
<p>§ 2</p>	<p><b>“Promoting Electric Vehicle Act”</b></p> <p>①エネルギー省はプラグイン電気自動車の普及に向けた国家計画を策定、ポテンシャル調査を実施。</p> <p>②プラグイン電気自動車の設計、生産を行う技術者や電気技師、ディーラー等の訓練を助成、プラグイン電気自動車と必要な部品、インフラの設計に対する助成プログラムを実施。</p> <p>③連邦政府はプラグイン電気自動車の充電に消費された電力を再生可能燃料として扱う。公用車へのプラグイン電気自動車の調達計画を策定し、必要予算を予算教書に盛り込む。</p> <p>④必要予算として 4 億ドルを確保する。</p> <p>⑤エネルギー省に、電気自動車の研究開発・生産・実証に関する研究プログラムを設置、電気自動車とバッテリーの素材リサイクルに関する研究開発、航続距離 500 マイルのバッテリー開発、プラグイン電気自動車とバッテリーその他の部品生産に必要な天然資源の供給上のリスクに関する調査の実施。</p> <p>⑥電力会社に、供給エリア内での電気自動車普及見通しと系統への影響に関する検討を要請。</p>		
<p><b>Division C Clean Energy Jobs and Consumer Savings</b></p>			

§ 30	<p><b>“Home Star Retrofit Rebate Program”</b></p> <p>①住宅全体のエネルギー効率を 20%改善する工事に対し 3000 ドル(追加的な 5%毎に 1000 ドル)の Gold Star リベート。所定の効率改善工事に対し 50~1000 ドルを付与する Silver Star リベート。</p> <p>②1戸毎のリベート総額は 8000 ドル以内、工事は適格事業者が行なう。品質管理を行う独立認証機関、製造物責任に関する保険など。</p> <p>③州によるエネルギー効率改善支援をサポートする Home Star Efficiency 融資プログラムを設置。</p> <p>④財源として 3 年間で 50 億ドルの予算を確保。</p>		<p><b>“Home Star Energy Retrofit Act of 2010”</b></p> <p>①住宅のエネルギー効率改善を支援するためのリベートプログラムに 60 億ドルの予算を確保し、300 万戸の省エネ改築と、建設・製造業における数万の雇用創出を図る内容。</p> <p>※ 5 月 17 日に下院本会議で可決済み(上院法案との間で、予算額の摺り合せが必要)</p>
<b>Division D Protecting the Environment</b>			
§ 40	<p><b>“ Land and Water Conservation Authorization and Funding Act”</b>修正</p> <p>①土壌・水質保全基金に毎年 9 億ドルの予算を確保。他に野生生物保護、メキシコ湾岸の生態系の回復など。</p>		CLEAR Act ( § 5 Gulf of Mexico Restoration)
§ 43	<p><b>“Hydraulic Fracturing Chemicals”</b></p> <p>①<u>水圧破碎法</u>を用いて天然ガスの回収を行なう企業に対し、そこで使う<u>化学物質の成分と、安全性</u>に関するデータの公表を義務付ける。</p>	<p>※American Power Act にも含まれた条項。 シエールガス生産に伴う水質汚濁の懸念から。石油業界、産ガス州は、国内ガス生産が損なわれるとして反対</p>	
<b>Division E Fiscal Responsibility</b>			
	<p>①<u>石油流出責任信託基金</u>の積立限度額を 10 億ドルから 50 億ドルに<u>引上げる</u>。この積立のため、石油会社は<u>バレル当り 49 円</u>を払い込む。</p>		
<b>Division F Miscellaneous</b>			
	①財政中立(Pay-Go 原則)		

### 3. 今後の議会審議の展開と気候変動対策

クリーンエネルギー法案提出を受けて、オバマ大統領は、Reid 院内総務ら上院議員の調整努力の末に気候変動対策を含まない法案が提出されたことに理解を示すと同時に、議会に再三求めてきた「包括的なエネルギー・気候変動法案」を諦めない、と発言した。

オバマ政権や Kerry から環境派民主党議員が9月以降の気候変動法案可決を目指す場合、議事日程が制約になる点は既に指摘したとおりである。他方で、多くの選挙区で共和党候補との接戦に直面している現状を考慮すると、中間選挙後の審議・採決であれば民主党議員の賛同が得やすく、むしろ可決の可能性が高まるとも考えられる<sup>13</sup>。法案審議の行方については今後の展開を注視するほか無いが、注目点としては次の3項目が挙げられる。

#### (1) 排出量取引法案が審議される場合、対象部門は電力のみか、電力&産業か？

電力産業に排出量取引法案への支持を求める場合、①重複規制の回避（EPA 規制や州の排出規制の廃止）、②原子力発電や CCS 技術への補助金（石炭、ガス価格上昇の負担軽減）などが条件となる。一方、産業部門の場合、①石油製品の適用除外（輸送コスト増の軽減）、②原子力、CCS 支援（電力供給と価格の安定）、③重複規制の回避（EPA 規制、州の排出規制の廃止）、④輸入品に対する国境税調整（輸出競争力の確保）などが条件となる。

原子力、CCS 補助金（その他製造業省エネや再生可能エネルギー補助金も）の額と、財源となる排出枠オークション収入とのバランスを考慮したうえでの利害調整が課題となる。

また、排出量取引制度の可決が無理となった場合、再生可能電力基準の導入を通じた電力部門の化石燃料消費抑制が検討対象になる<sup>14</sup>。電力業界にとって、支持するための条件は①重複規制の回避、②原子力、CCS 補助金（再生可能エネ資源の乏しい州の負担軽減）となる。しかし、原子力や CCS 支援の財源には排出量取引制度のオークション収入が見込まれたため、再生可能電力基準だけが導入された場合は、財源の問題に直面することになる<sup>15</sup>。

#### (2) EPA 規制をめぐる動き

排出量取引と再生可能電力基準実現しない場合、2011-12年の議会会期での気候変動対策の可決はほぼ絶望的なため、オバマ政権は選挙公約を守れないことになる。その事態を避けるためには、EPAによるGHG排出規制を断固進める他に手段はないが、EPA規制に対しては産業界や州・地方自治体による訴訟の多発と、ビジネス環境不安定化が懸念される。

<sup>13</sup> 中間選挙で民主党が大量に議席を失っても、2010年末までの今会期中は、民主党は上院で59議席、下院で過半数を握っており、計算上、民主党が全員一致すれば、共和党上院議員1名の支持獲得で法案は可決できる。

<sup>14</sup> 実際、7月22日にReid院内総務が排出量取引制度を断念したことを受けて、化石燃料消費抑制を図りたい環境派と、再生可能エネルギーへの補助金獲得や投資促進を期待する再生可能エネルギー関連業界は、再生可能電力基準を柱とする法案提出を強く働きかけた。

<sup>15</sup> 財源として石油業界に対する増税が検討された時期もあったが、石油流出対策で既に石油業界の負担は大幅に増しており、現実的ではない。

(3) 国際交渉への影響

2009年12月のCOP15前に、多くの途上国が自主的なGHG削減目標を発表した。この背景には、オバマ政権が提案した、各国の自主的取組みを重視するボトムアップアプローチも貢献したと考えられる。米国自身も国内法の成立を条件に削減目標を発表したが、国内法が不成立に終わった場合に、オバマ政権は国際交渉への参加姿勢をどのように変化させるだろうか。その方向性次第では、途上国の意欲が再び減退することも懸念される。

尚、議会では、2009年6月のWaxman-Markey法案可決以降、一年にわたってGHG排出削減、石油消費抑制とGHG排出抑制に向けて検討を重ねてきた。KL法案もその1つだが、他にも2010年7月までに、下表のとおり主要なものでも11案が提案されている。中でももっとも最近提案された、電力部門のみを対象とするGHG規制・排出量取引法案について、KL法案と比較しながら整理したので末尾を参照されたい。

提案されているエネルギー・気候変動法案の内容比較

法案	項目	GHG 規制 取引制度	再生可能 電力基準	CCS	原子力	国内 石油開発	その他
American Clean Energy & Security Act (Waxman-Markey)		○	○	○	×	×	再生可能エネ補助金、省エネ
American Clean Energy Leadership Act		×	○	○	×	○	再生可能エネ補助金、省エネ
Clean Energy Jobs & American Power Act (Kerry-Boxer)		○	×	○	△	×	再生可能エネ補助金、省エネ
Carbon Limits & Energy for America's Renewal Act		○	×	×	×	×	
Carbon Capture and Sequestration Deployment Act		×	×	○	×	×	
Lugar Practical Energy and Climate Plan		×	○	×	○	×	自動車燃費、バイオ、省エネ
下院 Home Star Energy Retrofit Act		×	×	×	×	×	住宅省エネ支援
上院 Home Star Energy Retrofit Act		×	×	×	×	×	住宅省エネ支援
American Power Act (KL 法案)		○	×	○	○	○	
American Power Act 修正案		○ *電力のみ	×	○	×	×	
Power Generation Cap & Rebate program (Bingaman 案)		○ *電力のみ	×	○	×	×	

(出所)議会及び議員ホームページ、各紙報道を基に作成。 ※表中の○×は、各項目を含む/含まないを表す  
各法案の内容は、杉野綾子『動き始めた米国エネルギー・気候変動法案審議』(2010年5月26日、弊所ホームページ掲載)を参照

参考：KL 法案と、電力部門排出量取引法案の比較

American Power Act	American Power Act 修正版	Bingaman 提案
I-A 原子力発電の拡大 <sup>16</sup>	◆ 削除	◆ 該当なし
I-B 沖合石油・ガス開発 <sup>17</sup>	◆ 削除	◆ 該当なし
<p>I-C 石炭利用技術の普及</p> <p>①CCS 技術の商業展開への法制度面その他の障壁を調査。                  ②現行法制度、民間部門のリスク管理手法や賠償責任、炭素固定に関わる環境法について調査・検討。                  ③CCS 商業化支援の基金設置。火力発電への課徴金(石炭: 0.145 円/kWh、ガス:0.074 円、石油:0.108 円)の比率で総額 20-21 億ドル/年)が財源。                  ④CCS 普及支援のために排出枠を配分。                  ⑤石炭火力発電所の GHG 排出削減基準: 2020 年以降に許可される発電所は運開と同時に 65%以上削減、2009-2020 年に許可される発電所は 4 年以内に 50%以上の削減を義務化。                  ⑥石炭火力発電所の廃棄・改築に関し必要な支援策を調査。                  ⑦年 20 億ドルの CCS 研究開発支援、累計 72GW の CCS 併設発電所建設支援。</p>	<p>I-C 炭素回収・隔離技術の普及</p> <p>①CCS 技術の商業展開への法制度的その他の障壁に関する調査の実施。                  ②本法施行後 2 年以内に、発電所と産業施設の CCS 導入支援に必要な排出枠配分の規則を制定。                  ③石炭火力発電所の GHG 排出削減基準を導入。2020 年以降に許可される発電所は運開と同時に 65%以上削減、2009-2020 年に許可される発電所は 4 年以内に 50%以上削減を義務化。</p> <p>◆ 財政支援の項目なし<sup>18</sup></p>	◆ 該当なし
<p>I-D 再生可能及びエネルギー効率<sup>19</sup></p> <p>①建物省エネローン: 消費者が行なう省エネ工事の資金を、低利又は無利子で貸与。電気料金に上乗せする形で回収。</p>	◆ 農村地域のエネルギー効率改善のみ	◆ 該当なし

※朱記は American Power Act との変更点

<sup>16</sup> American Power Act 修正版、Bingaman 提案ともに、原子力支援拡大を含む法案との一本化は想定されていない。排出量取引制度の対象から産業部門が除かれ、財源としての排出枠オークション収入が減ったためと考えられる。

<sup>17</sup> 両案とも、メキシコ湾石油流出事故に対応した法案との一本化を想定しているため、盛り込まれなかったと考えられる。

<sup>18</sup> 排出量取引制度の対象から産業部門が除かれ、財源としての排出枠オークション収入が減ったためと考えられる。

<sup>19</sup> 両案とも、民生部門(主に建物)のエネルギー効率改善法案との一本化を想定しているため、盛り込まれなかったと考えられる。

<p>②州の再生可能・エネ効率改善事業に排出枠を無償配分。</p>		
<p><b>I-E クリーンな輸送</b>                  ①電気自動車充電設備の立地や、電気自動車製造、充電の技術標準化に関する、国家計画策定。                  ②大量輸送機関を含む輸送インフラの改善投資。                  ③クリーンエネルギー技術基金を設置</p>	<p>◆ 該当なし</p>	<p>◆ 該当なし                  ※自動車燃費基準の強化・適用対象拡大などを、議論の俎上にのせる</p>
<p><b>II GHG 排出削減</b>                  ①<u>経済全体および対象設備</u>からの排出量を、2020 年までに 2005 年比 17%、2050 年までに 83%削減。                  ②対象設備: a)排出量 2.5 万トン以上の固定排出源、b)一定規模以上のガス供給事業者、c)石油製品供給者、d)特定産業セクターに属す固定排出源。                  ③2013 年以降の各年、排出枠を設定。産業部門固定排出源と天然ガス地域供給事業者は、2016 年以降に適用。</p>	<p>II GHG 排出削減                  ①<u>経済全体および対象設備</u>からの排出量を、2020 年までに 2005 年比 17%、2050 年までに 83%削減。                  ②対象設備: <b>発電所及びその他の特定の排出源</b></p>	<p><b>I 大規模固定排出源</b>                  ①<u>対象大規模固定排出源</u>の GHG 排出量を、2020 年までに 2005 年比 17%、2030 年 42%削減。                  ※大規模固定排出源: Electricity Source(排出量 2.5 万トン/年以上の発電事業者)、Industrial Source(化石燃料の燃焼により 2.5 万トン/年以上を排出する製造業又は天然ガスの処理・パイプライン輸送事業者)                  ②対象設備: 電力部門排出源および別途規定する産業部門排出源。                  ③<b>産業部門固定排出源: 任意参加</b>(検討中、産業部門排出源の参加により規制対象が広がった場合は、排出枠総量を修正)。                  ④CCS 技術により回収・固定された分は控除。</p>
<p><b>【排出枠の取引】</b>                  ①排出枠は無制限のバンキングと 2 年間のポロイング(繰延)が可能。                  ②排出枠価格の安定確保のため戦略的留保を設置。                  ③大気浄化法に定める固定排出源の義務について再検討。</p>	<p><b>【排出枠の取引】</b>                  ①2 年間のバンキングと最大 5 年間のポロイング。                  ②戦略的留保を設置。                  ③オフセット: 国内および海外オフセットの委</p>	<p><b>【排出枠の取引】</b>                  ①排出枠またはオフセットクレジットの売買、交換、移転、所有を認める。取引参加者に制限を設けない。2 年間のバンキングが可能。                  ②<b>戦略的留保: 該当なし</b></p>

<sup>20</sup> 地域配電事業者間の排出枠の配分方法については、電源に占める石炭比率が高く、GHG 排出係数の高い事業者(地域)は排出量比例を主張し、原子力や再生可能電力の比率が高い事業者(地域)は販売量比例を主張する。KL 法案の 75:25 は電気事業者の業界団体である Edison Electric Institute が参加して調整済みだが、原子力新設支援と CCS 導入補助金が削除されたことで、配分方法を巡る対立が再燃する可能性も考えられる。

<p>EPA は 2 年以内に地域排出量取引制度に参加している州等と協議のうえで、施行規則を策定。</p> <p>④オフセット: 国内および海外オフセットの委員会設置、適格要件の策定など。</p> <p>⑤排出枠の無償配分: 消費者の負担軽減、雇用創出と経済成長、クリーンエネルギーの開発と普及、適応、早期実施者、輸送インフラと効率、財政赤字削減に充てる。</p> <p>※制度開始年: 電力消費者 51%、中間層 12.3%、輸出産業 2%、石油精製業 4.3%、輸送インフラ・運輸部門効率改善に 12% など</p> <p>⑥電力部門(地域配電会社間)の配分: 75%は GHG 排出量比例、25%は電力販売量に比例<sup>20</sup></p>	<p>員会設置、適格要件の策定など。</p> <p>④排出枠の無償配分: 消費者の負担軽減(電力消費者の負担緩和と家計支援)、CCS の商業化と普及、エネルギー効率改善、早期実施者、労働者訓練、適応プログラムに配分(比率については空欄)</p> <p>⑤電力部門(地域配電会社間)の配分: 75%は GHG 排出量比例、25%は電力販売量比例</p>	<p>③オフセット: 使用可能な量については空欄</p> <p>④排出枠の無償配分: 制度開始年(2012 年)は電力部門に 50%。以降、各年 5%削減し、2022 年~0%。</p> <p>⑤電力部門内の配分: 10%は民間の石炭火力発電事業者。残りは地域配電事業者で、半量を温室効果ガス排出量比例、半量を販売電力量比例で配分。</p> <p>⑥制度に参加した産業部門排出源に対しては、その排出枠総量を超えない範囲で、排出枠を無償配分。</p> <p>※エネルギー集約度と貿易依存度を考慮して大統領が特に認めた産業部門排出源に対しても配分。</p> <p>⑦農業部門への配分: 炭素吸収の取組みを調査しルール策定</p>
<p>⑥施行後 1 年以内にオークションの規則を策定。オークション参加者には、証拠金や、出資者等の情報開示を義務付ける。</p> <p>⑦排出枠価格の上下限: 2013 年時点で 2009 年価格の 12 ドルを下限、同 25 ドルを上限とする。以降、下限価格は年 3%、上限価格は年 5% 引き上げる。</p> <p>⑧石油製品消費による排出量相当の排出枠は、オークションから除外。供給事業者は、四半期毎に決定される固定価格で取得(直近のオークション価格に準拠)する。排出枠の量は、EIA が推計する石油製品の生産・輸入・販売量相当。この排出枠には、取引、バンキング、ボロイングを認めない。</p> <p>⑨石炭火力発電の効率改善インセンティブ(上限 35GW)。</p>	<p>◆ オークションについて、特段の変更なし</p> <p>◆ 石油製品: 該当なし</p>	<p>⑥施行後 1 年以内にオークションの規則を策定。オークション参加者に、証拠金や、出資者等の情報開示を義務化。参加者は、オークションされる排出枠総量の 5% 又は前年排出量を超えて取得してはならない。</p> <p>⑦オークション対象は、オークション実施年及び 4 年後までに発生する排出枠。</p> <p>⑦排出枠価格の上下限: 2012 年時点で上限価格を 25 ドルとし、以降、前年比 105% を上限としてインフレ調整を行う。また、<b>下限価格を 10 ドル</b>とし、以降、前年比 103% を上限としてインフレ調整を行う。</p> <p>◆ 石油製品: 該当なし</p>
<p><b>【規制の予見可能性】<sup>21</sup></b></p> <p>①GHG を、気候変動や海洋酸性化を起こさせる性質により、大気汚染物質に含めることを認めない。EPA による GHG 排出</p>	<p>◆ 特段の変更なし</p>	<p><b>【他法規の効果】</b></p> <p>①産業部門排出源は、本法を除いて、気候変動対策としての CO<sub>2</sub> 排出規制を適用されない。</p>

<sup>21</sup> 連邦の GHG 排出規制と、州/地域の GHG 排出取引制度、及び EPA による GHG 排出規制という、重複規制を防ぐ項目

<p>の直接規制を禁止。新規排出源審査の適用除外。 ②州が大気浄化法に基づき GHG 排出量取引制度を導入することを禁止。州の気候変動対策には交付金を付与。</p>		<p>②本法の規制対象となる排出源に対し、州や他の自治体が、温室効果ガス排出規制を課すことを認めない。</p>
<p><b>【排出量取引市場】</b> ①市場監視・規制の権限は CFTC が持ち、取引所外取引は禁止。スワップ取引、禁止行為ほか、農産物の規則に準ずる。持ち高制限の導入。落札価格、数量の情報を開示。 ②オークションへの参加は、削減義務を負う事業者と、所定の「マーケットメーカー」のみ。CFTC が登録や報告義務の規則策定。流通市場（現物受渡を伴わない）への参加は制限を設けないが、現金決済（炭素決済機関を通じて行なう）が原則。 ③短期的売買の禁止。CFTC は緊急時及び公益上必要と認められる場合に、取引制限の権限をもつ。</p>	<p>◆ 特段の変更なし</p>	<p>◆ 炭素市場の監視に関しては、システム・リスクの低減と消費者保護、価格発見機能の強化と過剰な投機に伴う価格乱高下の防止、市場透明性確保、等の重要性の指摘に留まる</p>
<p><b>【その他】</b> ①林業による GHG 排出/吸収に関する調査、②バイオマス燃料生産に伴う食糧生産や環境への影響を評価、③エネルギー安全保障、GHG 排出削減の観点からバイオマスを評価。</p>	<p>◆ 特段の変更なし</p>	<p>◆ 該当なし</p>
<p><b>Ⅲ 消費者の負担緩和</b> -A 低炭素な電力及びエネルギー効率への投資 地域配電会社に排出枠を無償配分、電力消費者へのリベート原資に充てる。 -B 低炭素な暖房及びエネルギー効率への投資 ①地域ガス供給会社から供給を受ける消費者の省エネ支援のため、事業者に出排出枠を無償配分、②消費者の省エネ支援のため、州に出排出枠配分。 -C 所得補償 低所得世帯への金融支援のため排出枠を配分。 -D 低炭素電力及びエネルギー効率への投資</p>	<p><b>Ⅲ 消費者の負担緩和</b> -A 低炭素電力及びエネ効率への投資 地域配電会社に排出枠を無償配分、電力消費者へのリベート原資に充てる。 -B 所得補償 低所得世帯への金融支援のため排出枠を配分。全世帯を対象とする家計支援の Universal Trust Fund を設置し、基金の 25% は財政赤字削減に充当。</p>	<p><b>【オークション収入の用途】</b> ①クリーンエネルギー技術研究基金の創設 ②家計支援 (energy security dividend)</p>

<p>全世帯を対象とする家計支援の Universal Trust Fund を設置。 同基金の 25% は財政赤字削減に充当。 -E 消費者の啓発</p>		
<p><b>IV 雇用創出と経済成長<sup>22</sup></b> -A 国内製造業保護と炭素リーケージの防止 ①排出枠リベートプログラム: 適格な産業部門に対し、費用負担緩和のため排出枠を無償配分。 ②大統領による排出枠リベートの有効性の検討。 ③ 国際合意が 2020 年までに成立しない場合、International Reserve Allowance Program を設置。 ④精製会社への排出枠配分。 ⑤先進的エネルギープロジェクトへの配分増額。</p>	<p>◆ 削除</p>	<p>◆ 該当なし</p>
<p>-B クリーンエネルギー技術と雇用 ①クリーンエネ人材育成、②クリーン自動車への投資、③天然ガス自動車、④水圧破碎に関する情報公開、⑤クリーンエネ投資減税の拡大、⑥自動車燃費基準を大型車両に適用拡大、⑦農林業炭素吸収・削減取組みへの投資、⑧低炭素技術の開発・実証のための基金設置</p>	<p>◆ 削除</p>	<p>◆ 該当なし</p>
<p><b>V 国際的な気候変動対策</b> ①省庁間委員会の設置、②森林減少防止、③適応、④途上国支援の効果の検証、⑤主要排出途上国の削減策を調査。</p>	<p>◆ 変更なし</p>	<p>◆ 該当なし</p>
<p><b>VI 気候変動による影響からの保護</b> 天然資源の気候変動への適応を支援、ホワイトハウスの CEQ を中心にパネルを設置。</p>	<p>◆ 変更なし</p>	<p>◆ 該当なし</p>
<p><b>VII 財政中立</b></p>		

お問い合わせ : report@tky.iecej.or.jp

<sup>22</sup> 産業部門が GHG 排出規制の対象外となったため、製造業の国際競争力について規定する必要がなくなった